

2016年度 第3回

町田市障がい者施策推進協議会

2016年12月5日（月）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○真道係長 本日は、お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。定刻になりましたので、町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます町田市障がい福祉課福祉係長の真道です。よろしくお願いいたします。

本日、会議の議事録を作成するために、委託業者の株式会社社会議録研究所の社員が同席させていただきます。係の者がマイクをお持ちしますので、発言者の方は発言の前に挙手をお願いいたします。また、この会議録は、町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

そして、本日、聴覚障がいの方の情報保障として手話通訳の方にも同席をいただいております。発言者の方は、前の方の通訳が終わりましたからお名前をおっしゃった後、次の発言をしていただけますようお願いいたします。

では、配付資料等の確認をさせていただきます。

先に、事前に郵送しました資料のご確認をお願いいたします。まず資料1、町田市障がい者施策推進協議会委員名簿、資料2-①、町田市障がい者施策推進協議会について、資料2-②、町田市障がい者施策推進協議会条例・運営規則・部会運営規則、資料3、町田市障がい者施策推進協議会等の今後のスケジュール（案）、資料4、障害者差別解消法の町田市の取組み、資料4に関連するものとしてご参考にお配りしている「ともに生きるTOKYO」というカラーの冊子、本日の会議次第を含め、以上が事前に送付した資料です。

続きまして、本日机の上に置かせていただいた資料を確認いたします。まず、資料に差しかえがございます。資料1、町田市障がい者施策推進協議会委員名簿の差しかえ版がお手元にあることをご確認ください。差しかえの資料では、網かけ部分の団体名が「町田市社会福祉法人施設等連絡会」、役職が「事務局員」に変更となっておりますのでご確認ください。

続きまして、追加資料の資料5、障害者差別解消支援地域協議会について、参考資料の第5次町田市障がい者計画、町田市障がい福祉事業計画（第4期）。

以上です。

お手元にごございますでしょうか。

なお、この計画書についてはお持ち帰りいただいて結構ですが、既にお持ちの方で不要な場合は会議終了後に回収させていただきます。その場合、書き込み等をご遠慮ください。

それでは、開会に当たりまして、市長から開催の挨拶をお願いいたします。

○石阪市長 皆さん、こんばんは。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まこと

にありがとうございます。市長の石阪でございます。

町田市障がい者施策の推進協議会は条例設置ということでございます。役所では附属機関という、何か大したことないような、本当は大したことのあるものを附属機関と呼んでおりまして、いわゆる審議会と同等のものでございます。2010年からスタートして、ちょうど6年たちました。そういう意味では、協議会そのものもある程度審議のスタイルとか、そういったものが確立してきたのかなというふうに思います。この間、権利条約の批准だとか、障がい者差別の解消法だとか、いろんなものが施行されております。障がい者施策を取り巻く環境もかなり変わってきております。変わってきているというのは、よい方向にという意味で変わってきております。

この協議会の皆さんによりまして、去年、差別解消法、あるいは権利条約を受けて第5次、2016から2020まで第5次の障がい者計画をつくっていただきました。

今後またこの計画、既に始まっていますが、推進するために推進協議会の皆様にご尽力をいただきたいというふうに思います。来年のことを今から言っていますが、来年は第5期の事業計画をつくる年になりますので、またまた皆様にはいろいろお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

これからもこの会議、忌憚のない意見交換ができますことをお願い申し上げて、挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○真道係長 ありがとうございます。

続きまして、町田市障がい者施策推進協議会委員の委嘱に移ります。

条例上、町田市障がい者施策推進協議会委員の任期は3年と定められており、2016年10月31日をもって、これまでの委員を務めていただいた方の任期が満了となりました。本日お集まりいただきました皆様には、2016年11月1日付にて新しい任期の委員の委嘱をさせていただきます。

では、ただいまより委嘱式を行います。本来ならば、皆様に町田市長から委嘱状をお渡ししなければならぬところですが、審議する時間をより多くとらせていただきたいため、恐れ入りますが、委員を代表して、前会長の岩崎様に委嘱状をお渡しさせていただきます。

では、市長、よろしくお願いいたします。

○石阪市長 委嘱状、岩崎晋也様。法政大学、町田市障がい者施策推進協議会の委員を委嘱します。2016年11月1日から2019年10月31日まで。2016年11月1日、東京都町田市長、石阪丈一。

よろしく申し上げます。

○真道係長 他の委員の皆様の委嘱状は事務局よりお配りいたします。

(委嘱状配付)

○真道係長 以上をもちまして、委嘱式を終了いたします。

市長は他の公務がございますので、これにて退席させていただきます。

○石阪市長 すみません、3年間、よろしく申し上げます。

(市長退室)

○真道係長 それでは、各委員の方より自己紹介をいただきたいと思います。

岩崎委員から席順にていただけますでしょうか。恐れ入りますが、時間の都合上、お1人様2分ほどをお願いいたします。

それでは、岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎委員 着席したままでご挨拶させていただきます。法政大学現代福祉学部の学部長をしております岩崎と申します。法政大学の現代福祉学部というのは相原町にあるキャンパスにございまして、2000年に開設されました。2学科ございまして、福祉コミュニティ学科と臨床心理学科というのがございます。福祉にかかわる福祉コミュニティ学科のほうは、大体1学年が150名ぐらいの学生が通っております。

これからどうぞよろしくをお願いいたします。

○谷内委員 桜美林大学の谷内と申します。桜美林大学は、町田市内の常盤町にございまして、私は健康福祉学群という、学部ではなくて桜美林は学群と言うんですけれども、健康福祉学群の中の社会福祉専修というコースに所属している教員です。私自身がちょっと視覚に障がいがあり、手帳は2級なんですけれども、ちょっと弱視なものですから、これから3年間おつき合いいただく中で失礼なこともあるかと思えます。気づかずにあるかと思えますが、何とぞよろしくをお願いいたします。

○中川委員 町田市医師会の地域医療福祉担当の中川です。私は、専門は精神科です。今後ともよろしく申し上げます。

○音琴委員 町田歯科医師会の副会長の音琴と申します。当会では、平成19年から障がい者歯科というのを立ち上げまして、今、来年で10年で、多くの健康を通して障がいのある方が生き生き暮らしていければと。昨年10月からは、特に発達期の障がい児・者に対して摂食嚥下、高齢者の摂食嚥下はかなり叫ばれていますけれども、それをあわせてやるんですけれども、乳幼児から今は例えば10カ月の子も1人来ております。なかなかやっぱり食べることで、まずもっ

て栄養摂取ということですから、そのほかしゃべるとか、楽しみになるとか、食べることにはありますけれども、まずは栄養をしっかりとれる状況をつくるために10月から摂食嚥下を指導しております。

これからもよろしくお願いいたします。

○小野委員 名簿で言うと7番になりますが、所属の団体は「まちされん」という団体で、旧称は町田市作業所連絡会、障がいがある人たちの福祉的な就労の場の連絡会です。現在は、グループホームや、あと、放課後等デイサービスなども加盟して名称を平仮名読みに変えています。その連絡会の代表をしている小野と申します。職場は、社会福祉法人ウィズ町田というところの理事長をしています。よろしくお願いいたします。

この協議会では、きょうスケジュール確認しますけれども、障がい者計画や、あるいは障がい福祉事業計画の策定に長くかかわらせていただいています。

よろしくお願いいたします。

○大久保委員 その下の8番にあります町田市社会福祉法人施設等連絡会という名前の団体に所属しております大久保と申します。名前が長いので、よく法人連というふうに短く呼ばれております。この法人連は、障がい、精神、知的、身体問わず、障がいの支援をしている法人、NPO法人も含めて14団体が所属しております。そちらのほうからこちらに出るようという事で初めての参加になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○鏈溝委員 ナンバー9、社会福祉協議会から参っております鏈溝と申します。社会福祉協議会、今第4次、地域福祉活動計画を策定しているところでございまして、市の地域福祉計画と一緒に歩調を合わせて計画をつくっているというところでございます。また、12月となりますと、社協の一大イベントといたしまして歳末たすけあい運動、12月1日から始まっておりますので、皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○清水委員 10番目の鶴川地域障がい者支援センターの清水孝代と申します。皆さんご存じのように、障がい者支援センターが昨年の12月、1年になりますけれども、2カ所が先に始まり、続き3カ所が昨年度内に設置運営されました。私は、そのセンターの代表としてさまざまな障がいのある方、それからご家族、支援機関等のニーズが集まってくる場所ですので、そういったいろんなニーズをこの施策推進協議会の中でご提案させていただき、スタッフにつなげていけるような役割が果たせたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○滝島委員 11番です。町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」の滝島と申します。

今回、初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

私もセンターですが、主に身体に障がいのある方、知的に障がいのある方を対象に企業就労への支援ですね、主に就職のための支援であったり、就職後の職場の定着支援というものをハローワークさんを初めとする関係機関の皆様と密接な連携のもと行っている機関であります。

この会に参加させていただくことによって、私たちセンターが求められている役割というのは何かということを中心に追求といえますか、認識して、現場のほうに返していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○玉木委員 町田市聴覚障害者協会会長代行の玉木浩人と申します。よろしくお願いいたします。私たちは聞こえません、聴覚障がいがございます。情報を取り入れることができません。聞こえないためにいろいろあります。例えば、車内のアナウンスです、そのかわりに字幕があるといいです。それは聾者のためだけではなく、いろんな人たちのためになります。そういうふうになっていったらいいな、そういうことを進めていきたいと思っております。

ご協力よろしくお願いいたします。

○堤委員 名簿12番の堤愛子と申します。所属は町田ヒューマンネットワークとチェーンの会両方ありますが、町田ヒューマンネットワークというのは、1989年に「エンジョイ自立生活」を合い言葉に生まれた当事者団体です。どんなに重い障がいを持っていても、この地域の中で生きられるようにという活動をしていまして、最近は計画相談の事業所及びヘルパー派遣の事業所なども行っています。

チェーンの会というのは、2003年に新制度ができたときに、在宅サービスが激減したときがありまして、そのときに町田市内に住む障がいを持った仲間たち30人余りで結成したグループで、現在、そこの事務局員を務めております。

よろしくお願いいたします。

○風間委員 町田市身体障害者福祉協会の会長の風間です。この会は、肢体障がい者、視覚障がい者、聴覚障がい者の方々、総勢220人程度の会員がおりまして、懇親を深めながら福祉活動を行っている会です。事務所は芹が谷会館の地下1階にあります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○佐野委員 私は、町田市障がい児・者「親の会」連絡会、これはこぼと会と自閉症児親の会と、サファイヤの会と混ざった会です、その中の私は自閉症児の親の代表なんですけれども、ここの代表もしてございまして出てまいりました。

よろしく願いいたします。

○中川委員 16番の坂本宣宏とありますが、町田市のさるびあ会の理事をしておりまして、3年前からさるびあ会に入りまして、障がい者の親として精神についてのいろんな意見をできれば発言させていただきたいな。それで、どっちかといいますと、やっぱり当事者は何も表現できないし、精神については一番難しい話なのかなというようなこともありまして、こういう会のところ、皆様方のご協力を得ながら、何か新しい精神の、心の問題のところ、その辺を何かできればなと思って、まだ3年目でいろいろと勉強途中であります。これから心の問題というのはこれからもっと必要になってくるのかなと思ひまして、初めての参加ですけれども、いろいろな意見を言わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町野委員 17番の町野でございます。町田市民生委員児童委員協議会の南第一地区会長をしております。前回まではほかの地区の会長が出ていたんですけども、今回から私が出させていただくことになりました。

民生・児童委員は、高齢者の方、生活保護の方、障がいのある方、そして乳幼児、または子供、18歳までの子供たちと、大分、かなり広い範囲でいろいろな問題にかかわらせていただいて、問題解決に向けて一緒に動いていくという形でやっております。最近、特に、障がい児のお子さんの問題が私たちが抱える問題の中でもふえてきておりますので、また勉強しながらこちらでも頑張ってやっていきたいと思ひます。

よろしく願いいたします。

○佐藤正志委員 町田市商工会議所の佐藤でございます。唯一、委員構成の中で経済関係団体が1人でございますけれども、まず、先週金曜日に就労生活支援部会、また、町田市、そしてハローワークのご協力をいただきながら障がい者の雇用セミナーを当所の会館でやりまして三十数名の参加をいただきました。参加される企業の方々も11社ほどおりましたけれども、まだまだ障がい者の雇用に関してどう社長みずからが入り込んでいくのか、どう取り扱っていいのかという悩んでいられることがありますので、そんな私どもがかけ橋になって商工会議所として、団体として支援できればというふうに思っておりますので、よろしくどうぞ、願いいたします。

○森山委員 19番です。東京都立町田の丘学園の進路指導部の主任をしております森山と申します。本校は野津田にある知的障がい、身体障がいの生徒たちが約400名通う学校です。小学生から高校生まで学んでおります。今、発達障がいの生徒から、また、医療が必要な重度な生徒まで、本当に多様な生徒たちが通っております。知的障がいの生徒たちの生徒数の増加から、

昨年度より山崎にも仮校舎を設けて、知的障がいの生徒たち、小学生と中学生はそちらで学んでいる状況です。

来年度から本校、野津田にある本校舎も改築に向けて動き出していくという状況にあります。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○増村委員 ハローワーク町田の増村と申します。ハローワークですので雇用の関係、障がい者の雇用の関係を担当しております。最近の傾向は、ずっとですけれども、身体、知的よりも圧倒的に精神がふえている、利用者がですね、そういう状況がずっと続いております。それから、雇用率の関係、事業所関係ではそういった雇用率の関係を担当しております。

よろしくお願いいたします。

○井上委員 名簿の2番で、井上光晴と申します。私は若いころ、町田市役所に就職して、最初に配属されたのが福祉事務所で、いわゆる地区担当員という、ケースワーカーというんですけれども、それになりました。その後、福祉総務課などで働いてまいりました。町田市を退職後は、千葉県の鋸南町というところで社会福祉事務所を開設して、成年後見を中心とした活動をしております。ここ10年ほど、近隣の大学で非常勤講師をお引き受けしたり、町田市でも生涯学習センター、公民館のお手伝いなどもさせていただいております。この協議会に就任してから長いんですけれども、さて、その責を果たし得たのかなと、絶えずじくじたる思いをしているところでございます。

よろしくどうぞ、よろしくお願いいたします。

○佐藤繭美委員 おくれまして申しわけございません。授業がありました関係で遅くなってしまうました。法政大学の佐藤繭美と申します。私自身は、こちらの協議会に前期間の任期途中から参加させていただいて、まだまだ勉強途上というところでございますけれども、私自身は、法政大学の現代福祉学部というところで社会福祉士の実習担当をしておりまして、町田エリアを全体的に担当させていただいているという関係もありまして、町田市の各施設さんといろいろなご縁をいただいております。

また、私自身の研究の内容は、社会福祉の援助のあり方、相談、ということについて詳しく勉強してきたということがあるのと、あと、自閉症の方と親御さんとの家族会とのかかわりが長くあったのかなというところで、そういう研究を進めてまいりました。

またいろいろと勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○真道係長 ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。



○須崎部長 皆さん、こんばんは。地域福祉部長の須崎と申します。よろしく申し上げます。  
町田市の障がい者の環境もさらによくしたいと思っておりますので、皆さんの今回、忌憚のないご意見をいただきながら計画を遂行していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○深沢園長 皆さん、こんばんは。私は、忠生にあります町田市の地域福祉部ひかり療育園の園長をやっております深沢と申します。

どうぞよろしく申し上げます。

○叶内課長 皆さん、こんばんは。障がい福祉課長の叶内と申します。障がい福祉課は正規職員が49名、それから嘱託臨時職員合わせて12名の合計61名の所帯でございます。皆様の会議等がスムーズに進むように、事務局一丸となって進めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○金子係長 私は、障がい福祉課障がい総務係長の金子と申します。施策推進協議会の事務を行っております。また、障がい者に係る計画の策定にも携わってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中島統括係長 皆さん、こんばんは。障がい福祉課保健福祉係係長の中島と申します。保健福祉係は精神の専任の係になりまして、あと、難病を少し受け持っておりますが、協議会のほうでは相談支援部会の事務局を務めさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

○真道係長 障がい福祉課福祉係長の真道と申します。手帳の交付や補装具の支給等の受け付けの窓口を担当しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岡係長 障がい福祉課福祉係担当係長の岡と申します。私は身体知的の相談担当として、主に障がい者支援センターの運営支援に当たっています。

よろしく申し上げます。

○桜庭係長 障がい福祉課認定審査係長の桜庭と申します。主に福祉サービスの受給者証の発行等を担当しております。

今後ともよろしくお願いいたします。

○湯川 障がい福祉課障がい総務係の湯川と申します。こちらの協議会のほうと、あとは施設の管理ですとか、そういったことを担当しております。

よろしくお願いいたします。

○古賀 同じく障がい福祉課障がい総務係の古賀と申します。こちらの協議会と、あとは医療

費助成等の担当をしております。

よろしく願いいたします。

○安次富 障がい総務係の安次富と申します。私も同じく、こちらの施策推進協議会の事務局を担当させていただきます。

よろしく願いいたします。

○柏木 町田市障がい者福祉センターひかり療育園の柏木と申します。町田市の高次脳機能障がいの方の相談窓口と、それから障がい者の方の成年後見制度の相談窓口をしております。

よろしく願いいたします。

○相原 同じく、ひかり療育園で柏木と同じ仕事をしております相原と申します。

よろしく願いします。

○真道係長 では、続きまして、町田市障がい者施策推進協議会条例第5条に基づきまして、本協議会の会長を決定いたしたく存じます。

条例上、会長は委員の互選により決定することとなっております。

皆様、何かご意見等ございますでしょうか。

○堤委員 堤です。私は、前会長の岩崎先生を推薦します。岩崎先生は昨年からは会長に就任されていますけれども、新しい提案をいろいろしていただいてすごくこの協議会を活性化させてくださいましたので、ぜひぜひ、続投をお願いしたいと思っております。

よろしく願いします。

○真道係長 それでは、岩崎委員に引き続き会長を務めていただきたく、よろしく願いいたします。

では、岩崎会長より、改めてご挨拶をお願いいたします。

○岩崎会長 昨年からは会長を務めさせていただいて、非常に不慣れな運営でなかなかうまくいかなかった部分もあったかと思っておりますけれども、この伝統のある町田の障がい者福祉をますます盛んにして、かつ、皆様のいろいろなご意見を反映できるように会長として努めたいと思っておりますので、どうぞこれからよろしく願いいたします。

○真道係長 ありがとうございます。

続きまして、職務代理を決定いたしたく存じます。

条例上、職務代理は会長の指名により決定することとなっております。

会長より指名をお願いいたします。

○岩崎会長 職務代理につきましては、以前から委員を務めていただいて、また、町田のこと

をよくご存じである井上委員にお務めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○真道係長 それでは、井上委員に職務代理を務めていただきます。

よろしく願いいたします。

改めて、ご挨拶をお願いできますでしょうか。

○井上職務代理者 大変荷が重い役どころですけれども、岩崎会長さんを支えて、また、実りある会合が開けるように尽力したいと思っております。

よろしく願いいたします。

○真道係長 ありがとうございます。

それでは、ここからは岩崎会長に議事進行をお願いいたしますので、席を移っていただけますでしょうか。

井上委員もお願いいたします。

○岩崎会長 岩崎です。それでは、まず最初に、今回から初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、この町田市障がい者施策推進協議会について、事務局からご説明をお願いいたします。

○金子係長 事務局、金子です。委員の皆様におかれましては、本日、市長の委嘱によりまして町田市障がい者施策推進協議会の委員となりまして、市長の附属機関の委員として市の障がい福祉施策全般に関する協議をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

また、町田市は、透明で公平・公正な行政の推進のために、積極的に情報の公開に努めております。委員の名簿、氏名、肩書や会議録、会議資料は、町田市のホームページ等で掲載させていただきますので、ご了承いただけたらと思います。

では、続きまして、資料2-①をごらんください。

今回、皆様に委員の委嘱をさせていただきました町田市障がい者施策推進協議会は、障害者基本法の規定に基づき、町田市の障がい者施策を総合的、かつ計画的な推進について調査・審議する機関として、2010年11月1日に発足いたしまして、今回3期目に入りました。委員の構成といたしましては、この資料と名簿でご確認いただいたとおり、20名で、任期は3年となります。

続きまして、部会についてです。協議会には、専門的事項を調査し、審議するために部会を設置することができます。各部会は、協議会会長が指名した協議会委員及び市長が委嘱する者で構成されます。今期の部会については、後ほどご意見をいただきたいと思っております。

協議会や部会の仕組みを条例・規則の形で規定したものが資料2-②にございます。町田市

障がい者施策推進協議会条例・運営規則・部会運営規則となっております。

続きまして、資料2-①の2ページ目、裏面をごらんいただけたらと思います。これまでの協議会での、特に障がい者にかかわる計画が市には2つございますが、それにかかわる主な取り組みを紹介させていただきます。

町田市には、現在進めている障がい福祉事業計画第4期計画と第5次町田市障がい者計画とが障がい分野ではございます。2013年度は、町田市障がい福祉事業計画の第3期計画の進捗管理を行い、2014年度は町田市障がい福祉事業計画第4期計画を市長から諮問を受け、骨子案、素案の検討、承認、そして答申をしていただきました。

2015年度には、第5次町田市障がい者計画をやはり市長から諮問をし、答申をしていただきました。2016年度、今年度については、委員の改選、部会の見直し、第5次町田市障がい者計画の進捗管理方法の検討をこれまで進めてきたところでございます。

次に、これまでの部会での主な取り組みでございますが、これまで施策推進協議会には5つの部会がございました。1つは相談支援部会、もう1つは就労生活支援部会、次に障がい福祉事業計画部会、次に障がい児部会、そして障がい者計画部会がございます。相談支援部会につきましては、指定特定相談支援事業者の指定と連携体制の構築についての議論を進めていき、相談支援指針の概要版を策定したところでございます。現在は市内の相談体制の現状についての確認と検討を進めております。

次に、就労生活支援部会ですが、障がい者就労生活支援に関する当事者向けの案内の作成や、障がい当事者との就労に関する意見交換などを行ってきました。また、近年は、就労定着に対する取り組みと問題点の意見交換や、市役所での障がい者雇用、身体障がい以外の障がい者の雇用について確認をしてきたところでございます。

次に、障がい児部会ですけれども、障がい児に関する市内関係機関の協力体制の形成と推進の方策の検討を進めてまいりました。特に放課後等デイサービス事業についての現状を確認したり、質の向上に向けた取り組みとして連絡会や研修会などを行ったらどうかというような指摘をしていただき、それらが市の事業として実施してきたところでございます。

次に、障がい福祉事業計画部会につきましては、障がい福祉事業計画の策定や、それらの進捗管理を行ってきた部会でございます。

障がい者計画部会につきましては、障がい者計画、この3月に完成したんですけれども、昨年1年間をかけて、障がい者計画の策定に取り組んでまいりました。

次に、障がい児部会についてなんですけれども、2016年10月末をもって終了、そして、障が

い児については子ども生活部での検討のほうを移譲する方向で現在、調整中でございます。

これからの協議会での主な取り組みですが、2017年度につきましては、次期町田市障がい福祉事業計画に関する検討、それとともに、第5次町田市障がい者計画のアクションプランの検討を進めてまいるのが必要でございます。

それとともに、障がい者計画及び障がい福祉事業計画の進捗管理も毎年度行っていく、そして、その他障がい施策にかかわる報告や協議事項について協議していただき、ご意見をいただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

○岩崎会長 今の事務局のご説明にご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。何か似たような名前の計画がいっぱいあってよくわからないという方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、一応、障がい者計画というのが基本的な理念計画であって、それを実際に事業としてどういうふうにするのかというのが、いわゆる事業計画だというふうに思われてください。

今までそれぞれ根拠とするベースがあって、法律が違うので別々な計画等を立てていきまして、実施の期間も若干ずれがあるんですけども、これについては次期でできれば合わせていきたいというふうにも考えております。

いかがでしょうか。

質問、どうぞ。

○清水委員 2点ほどございます。障がい児部会が、今、子ども生活部へ移譲の方向で調整中ということですが、調整はいつまでに終わられるのかなということと、あと、施策推進協議会のもとで障がい児部会がこれまでであったわけですが、今後、子ども生活部へ移ることで、この施策推進協議会と子ども生活部との関係性といいますか、いろんなニーズをしっかりと把握して施策云々というところはどのように道筋としてつくられていくのかなというところを教えてください。

○岩崎会長 今の清水委員のご質問に対して、金子さん。

○金子係長 事務局、金子です。子ども生活部のほうでは、現在、子ども子育て会議という会議体がございます、そちらのほうでその役を担っていく方向で現在、調整をしています。そちらのスケジュールについては、現在こちらでは確認していないんですけども、一応そういう方向で、事務局間で調整してまいります。

それぞれ子ども子育て会議、そして障がい者施策推進協議会の連絡調整なんですけれども、

この障がい児部会なんですけど、事務局として障がい福祉課と子ども総務課が事務局として入って進めてまいりましたので、これまでと同様、そこの連携を図って進めていけたらなというふうに考えております。

○岩崎会長 清水委員、よろしいですか。

○清水委員 はい、ありがとうございます。

○岩崎会長 ほか、ご質問ございますでしょうか。

森山委員、どうぞ。

○森山委員 今の清水さんのお話にもあわせてなんですけれども、要望になります。子ども子育て会議のほうで検討されるということになりますけれども、進捗状況とか検討された内容とか、そういう部分に関しましては、こちらの施策推進協議会にもぜひ報告をいただければありがたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○岩崎会長 では、それは事務局のほう、よろしいですか。

○金子係長 事務局の金子です。そちらにつきましては、それぞれの会議体の開催の時期等もございますので、状況を見てできればというふうに考えております。よろしくお願いします。

○岩崎会長 できればなというような、やれたらいいなというふうに聞こえるけれども、やっていただけるということでもいいんですね。了解いたしました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

特に新しい方、ぜひ言葉、用語の問題についてでも何かわからないところがあればぜひ聞いていただければというふうに思います。どうぞご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本委員 さるびあ会の坂本といますが、今、5次の障がい者計画、これの検討はいいですか、質問しても。

○岩崎会長 はい、どうぞ。

○坂本委員 それで、精神関係の話で、25ページのところで、25・26ページ、ここで課題というのがありますよね、(3)で。精神と身体の病気が併合したりとか、それから、障がいのある人の社会的入院の問題という課題は出ているんですが、これに対しての具体的な施策とか、そういうものが何かあるのかなのか、検討しているのか、前回出ていけませんので、こういうことを討議しながらこれできているのかなと思ひまして、どういう形でチェックされているのか、その辺ちょっと。

○岩崎会長 それに関しましては、27ページのほうに取り組み、その他の施策という形で、特に2つ目の丸ポチのところ、精神障がいのある人の救急医療については、担当する行政に整備体制を求めます。1つ飛ばして、精神障がいのある人の社会的入院の問題は、地域生活への移行・定着の推進に向けて、福祉と医療の連携の強化を目指します。

若干、理念計画なので少し抽象的な文言なんですけれども。

○坂本委員 具体的には、そうすると、ただ理念だけ出しているということですか。

○岩崎会長 これに対応する事業計画というのが今度つくることになりますので、これをどうやって具体的に落とし込んでいくのかというのが次の議論になるわけです。

○坂本委員 まだ理念の段階で、一応見ていけばよろしいですか。

○岩崎会長 はい。

○坂本委員 ありがとうございます。

○岩崎会長 小野委員、大体、今の説明でよろしいですか。

○小野委員 小野です。第5次の町田市障がい者計画と、それから福祉事業計画の策定の部会の担当をこれまでしてきました。今の岩崎会長の説明で合ってるんですけれども、あわせて、第5次町田市障がい者計画の6ページを見ていただきたいんですけれども、確かに、障がい者計画のほうは理念計画、福祉事業計画は事業、予算の見積もりにかかわる計画なんです。この6ページの図を見ていただければわかるんですが、この障がい者計画の根拠法令、根拠となる法律が障害者基本法なんです。ですから、福祉だけに限らない、環境や防災や住宅やコミュニケーションや差別の問題や、全てにかかわるんです。ですから、市役所で言えば障がい福祉課だけが担当するのではなく全庁が、市役所全部がこの計画は踏まえなければいけないという計画になります。

ですから、この文言、具体課題の整理をした後、当事者の方も加わってこの計画はつくってきたのでわかりやすい表記をということで、特に頑張る取り組みと取り組みという目標設定を分けて整理しました。

一方、福祉事業計画のほうを見ていただくと、例えば精神にかかわるところで、この福祉事業計画の22ページからです。これは、福祉、特に福祉と就労にかかわる計画なんです。まず22ページから町田市としては数値目標を掲げています。22ページから23ページにかけては入所施設からの地域への移行、それから、23ページのところに精神の方の社会的入院の解消、地域生活への移行、24ページにも目標があります。これらを踏まえて、次に、例えば40ページのところを見てください。これは障がいは全ての障がいを対象にしている計画なので、特段、精神

とか身体というふうに分けておりませんが、例えば40ページに居住、暮らしの場のサービスの考え方が整理されて、②に見込み量というのがあります。この見込み量というのが予算を積算していく根拠になっています。これは第4期の計画としてつくりましたから、これから今度はこの見込み量が妥当であったかどうかを検証して、来年度、第5期の障がい福祉事業計画の見直しをしていきます。その中で精神の社会的入院の解消や地域生活を支えていく上での施策のあり方をもう少し具体的に課題を整理して計画を見直していくということになります。

○岩崎会長 坂本委員、よろしいですか。

○坂本委員 今、総花的に聞いたんですけれども、数値目標とか何かといった場合に、全部計画と全部予算とつけてやりますよね。そうすると、実行可能なかどうかという問題と、それからどれだけの数値とあれがあるかとか、その上で何か、ただ、今の説明ですと全般的に広く総花的な形になっているんじゃないか、もう少し具体的な数値のところですか、この4期計画ですか、これで今、数値落とし込みしていますね。だから、この数値で今の話が精神のほうでそんなに対応できているのかなという感じがあるんですが、もう一度、何かその辺を少し詳しくお願いしたいと思っています。

○岩崎会長 いいですか。小野委員、どうぞ。

○小野委員 福祉事業計画の14ページ、15ページのところを見ていただきたいんですが、これがこれまでの経過、実績です。この実績をベースにこの見込み量を検討はしていますが、実績だけではなくてサービスが行き届いていない、支援が行き届いていない、そういった人をどう抽出していくのか、そういった議論も部会では検討しながら見込み量を立ててきています。

ただ、坂本委員が感じていらっしゃる精神の地域での生活の実態や障がいのある人の暮らしの状況というのは、率直に言って、この福祉事業計画を策定してきた立場からいっても、本当に十分な支援体制になっているとは思っていません。ですから、むしろ第5期の計画をつくる上では、ぜひ積極的にご意見をいただいて、よりよい計画にしていきたい、できればなと思います。

○岩崎会長 よろしいですか。

そうしたら、ほかのことについてご質問等ございますでしょうか。

それでは、よろしければ次に進めさせていただきますよろしいですか。

それでは、先ほど事務局のほうから部会のことについてご説明がありました。条例上、この町田市障がい者施策推進協議会には先ほどの資料の条例の第7条に専門的事項を調査・審議するため、協議会に部会を置くことができるということがございます。この部会についての設置



と、部会長の指名を行ってまいりたいというふうに思います。

先ほどのご説明の資料の2-1の裏面に、これまでの部会として5つの部会があったというふうにご説明がありました。その中で、障がい児部会に関しては先ほども話題になりましたように子ども生活部へ移譲するという、2つの計画の部会については統合して扱うということですので、結果として3つの部会を提案させていただきたいというふうに思います。

就労生活支援部会、相談支援部会、障がい者計画部会を設置したいと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

よろしいですか。

そうしたら、一応、前期の予定どおりということで、この3つの部会を設置していきたいと

思います。それでは、その部会委員についてですけれども、まず各部会の進行、まとめの役割ということで、部会長と職務代理について施策推進協議会委員の中から入っていただき、その他への部会委員の方につきましては、各団体の実務レベルの方に入っていただくという形で基本的には進めていきたいと思っております。

その上で、部会長に関しては、先ほどの条例の第7条の3項に、部会に部会長を置き、会長の指名する部会委員をもって充てるというふうになっております。そこで、部会長を指名させていただきたいというふうに思います。

まず、就労生活支援部会につきましては、谷内委員にお願いしたい思います。谷内委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○谷内委員 よろしく申し上げます。

○岩崎会長 続きまして、相談支援部会に関しましては、引き続き堤委員にお願いしたいと思

います。よろしく申し上げます。

○堤委員 よろしく申し上げます。

○岩崎会長 障がい者計画部会につきましても、続きまして小野委員に部会長をお願いしたいと思

います。よろしく申し上げます。

○小野委員 よろしく申し上げます。

○岩崎会長 それでは、3部会の部会長が決まりましたところで、各部会の部会長よりご挨拶を

いただきたいと思います。

では、谷内委員から。  
○谷内委員 今、ご指名いただきました桜美林大学の谷内です。

先ほど自己紹介のときには言わなかったんですけども、私は、東京都北区のほうで15年ほどNPO法人を運営しております、そちらで障がい者の生活支援等を携わっております。ここでの経験を部会の中で生かしていければいいかなと思っていますので、また他の委員の方々のお力添え、よろしくお願いいたします。（拍手）

○岩崎会長 引き続き堤委員、よろしくお願いいたします。

○堤委員 堤です。町田市は昨年からの地域ごとの支援センターというのができて、身近なところで相談ができるという体制が整ったばかりです。その新しい体制について実際にどのような問題があるのかということを見据えつつ、相談支援部会ができたときからの最大の課題である相談指針というものを策定していくということを視野に入れながらいろいろと活動していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○岩崎会長 小野委員、よろしくお願いいたします。

○小野委員 障がい者計画部会のほうの部会長を務めさせていただきます小野と申します。この第5次の町田市障がい者計画のときには、それまでも当事者の方には加わっていただいたんですけども、思い切って精神の当事者の方と知的障がいの当事者の方にも加わっていただいて、ほとんどの障がいを網羅した部会で検討してきました。だから、相当、部会の運営にも配慮と時間をかけて丁寧に進めてきました。

今後もそういった形で、当事者主体の計画づくりというのを大事にしたいなというふうに思います。ただ、坂本委員がおっしゃられたように、理念と目標はあるんだけど、現実の生活との乖離、格差、これはやっぱり障がいのある人とその家族は支援に携わっている者も実感しています。

11月17日に財務省が来年度の、2017年度の予算編成の建議というのを出しました。6月にも出しています。それを踏まえた新たなものですけども、全90ページに及ぶんですが、その中の2ページ分に障がい福祉が書かれています。3つ書かれているんですが、削減抑制の内容でした。それがどう影響してくるのか非常に危惧を抱いています。

それと、介護保険法が来年の通常国会で見直されます。障がい福祉と介護保険は関係ないのかなという人も多んですけども、実は密接に関連づけられていて、11月の末にその介護保険法案の見直し案の取りまとめの素案が出されました。全文読みました。テレビのニュースや新聞の報道では3割負担の問題や、総報酬割の問題が取り沙汰されています。ただ、全部を読むと地域包括ケアについては全て市町村に丸投げです。国がやることは何もない、ただ、お金がない、制度の持続可能性、持続させるための判断を、そのことばかりが続くんです。特に

今回は、介護保険法の今度の見直し案が出てくると、障がい福祉が大きく影響を及ぼされます。その内容が出ています。この法案が来年の通常国会に出される、どういう内容で出されるかは12月の9日に最終の取りまとめが出ますけれども、それが出たところでどう出てくるか、そうすると、2018年の4月、介護保険と障がい福祉の大幅な報酬改定、公費の見直しがあります。ここで障がい福祉と介護保険の次の大きな分かれ道というよりも、むしろ統合への道が今回の法案の見直し案の中には出てきます。

ですから、この協議会、3年の任期中に2017年、2018年4月をまたぎますので、この第5期の計画の重みというのがすごく大きいというふうに僕は感じています。国の動きが非常に心配なところなんですけれども、目線は地域で暮らしている障がいのある方や家族や当事者や、その暮らしの目線から計画については見直していく、見込みを立てていくということを買きたいと思っていますので、よろしくお願いします。（拍手）

○岩崎会長 ありがとうございました。

それでは、3部会長、ぜひ、どうぞよろしくお願いいたします。

部会には、職務代理を置くということが決められております。先ほどの条例の第7条の第4項に、部会長に事故があるときは、事故はないほうがいいんですけれども、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理するというふうに書かれております。ですので、基本的にはそれぞれの部会長のほうから委員の中から指名をいただければというふうに思います。

そのほかに、一応委員に関してですけれども、ぜひこの協議会の皆様、委員の中からそれぞれの部会に参加されたいというご希望があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。ぜひこの部会に入っているいろいろな意見を言いたいということがあればご希望も承りたいと思っておりますが、いかがですか。

そうしたら、事務局なり、こちらのほうからまた改めてぜひお入りいただきたいというふうをお願いすることもあろうかと思っておりますけれども、ぜひどうぞよろしくお願いいたしますというふうに思います。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。議事1、町田市障がい者施策推進協議会等の今後のスケジュールについて、事務局にてご説明をお願いいたします。

○中島統括係長 事務局、中島です。よろしくお願いいたします。

資料3をごらんください。

町田市障がい者施策推進協議会等の今後のスケジュールの案ということでございます。こちらの一番左の枠が障がい者施策推進協議会の枠になるんですけれども、2016年度、今年度に関

してはこちらに書いてありますように、本日1回、協議会を行わせていただきます。来年度、2017年度は5回を予定しておりますが、第1回の障がい者施策推進協議会で、こちらの事務局の金子のほうからお話をさせていただいたように、2017年度が第5次町田市障がい者計画のアクションプランの検討、福祉事業計画に関する新福祉計画の事業検討がございますので、こちらの検討スケジュールの確認、あと諮問ですね、今回、年度がちょっと立ち上げの関係で12月に今回の最終の協議会が終わってしまいますので、ことし1年間の各部会の活動報告もこちらの4月の時点で皆様にさせていただければと思っております。

その後、計画部会のほうで、計画部会のほうは今年度、こちらの協議会と同じく2016年度の11月以降、新たなメンバーで行ってまいりますので、今年度に関しては今までの計画の確認であるとか、次期の計画に向けての事前準備を当事者の方もかなりの人数いらっしゃると思いますので、丁寧に2回にわたって行わせていただいた後、実際にはその後、計画部会の検討に入っていきますが、計画部会の検討と連動するような形で、計画部会で検討したものを皆様にご連絡させていただいて協議をして、また、協議をしたものをまた計画部会に返すというような流れで来年1年間は計画の検討というところを一番の主軸に行っていきます。

計画部会のほうは、当事者の方を多く参加をご予定させていただいている関係で、全体会というものと、あと数と細かいところを調整するところは作業部会というようなものを案として考えてはおりますが、この辺はまた、4月の諮問に向けて細かく検討はしていきたいと思っております。夏過ぎぐらいに素案のほうが決まりましたところで、こちらの協議会のほうに検討の結果を皆様にメール等でご連絡した結果と、先ほどの説明で部会のほうが専門的事項を審議するものということでお話ししましたとおり、就労生活支援部会、相談支援部会でおのおの就労や生活のこと、相談のことについて計画を検討することもあわせて、最終的に秋口に素案が確定いたします。それを公聴会をかけた後、計画部会でもみ、最終的には次年度の2月には答申を行えればと思っております。

ただ、計画のことだけが協議会の仕事ではございませんので、もちろん、先ほど申し上げたように、その他障がい施策にかかわる報告や協議事項、各部会の報告、他の先ほど申し上げたような子ども生活のほうからの報告等もこの合間合間に織り交ぜながら、今後スケジュールのほうが進んでいくものと考えております。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますでしょうか。

ぜひ、計画に関しては、皆様が所属されている団体であったりとか、そういったところをぜひいろいろとご議論いただいて、そういった意見をぜひ、この協議会の中でフィードバックをしていただけると非常にありがたいなと思いますので、ぜひ、どうぞよろしく願いいたします。

何かございますでしょうか。

よろしいですか。

○井上職務代理 大変細かいところですが、これは事務局にちょっとお聞きしておきたいんですけども、今のスケジュール案の障がい者施策推進協議会の箱の一番下から2段目の2月という部分です、2月の部分に上旬という意味でしょうか、次期障がい福祉事業計画原案の検討、承認をこの協議会でやりますね。そうすると、それをもって、承認をもって今度は事業計画の答申になるんだと思って、ここにまた原案と出てくるんですけども、単なるミスプリなのか、いわゆる計画の原案を答申するんですかというところですが、それだけ教えてください。

○岩崎会長 事務局、いかがですか。計画というのは、どこが策定、最終的にはどこがオーソライズするの。

○叶内課長 この計画につきましては、まず諮問という形で施策推進協議会に原案をつくっていただいて、最終的には原案を答申いただき、それをもって町田市が作成するという流れになりますので、表記のとおり、原案の答申ということで非常に丁寧に説明つけていますが、一般的には計画の答申ということでも伝わるんですが、ちょっと丁寧に書き過ぎたということでご理解いただければと思います。

○井上委員 わかりました。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

進め方等について、何かご意見ございますか。

○鎌溝委員 その点なんですけれども、前も言ったことあるんですけども、諮問機関は答申ですので、その位置づけを正確に把握していかないと、この協議会、諮問機関が計画をつくるというふうに認識しちゃうと、ちょっとずれちゃうと思います。ですから、今、井上委員が言われたように、原案とか、そういう言葉が非常に重くなっちゃって、ですから、こちらからとしては計画の答申案という話で、それが決まってそれを答申する、そういうふうに整理したほうがいいかなと思います。

それで今、会長が言われたように、オーソライズするのは、それを受けて市がオーソライズして、答申案どおりになればこの協議会としては万々歳なんですけど、答申案としたんですけれ

ども半分しかできなかつた、それも計画ですから、それが答申とオーソライズの関係ですので、その意識はちょっと認識しておいたほうがいいかなと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今のご説明、よろしいですね。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか、この件に関しましては。

では、続きまして、議事2に進めさせていただきたいと思います。障害者差別解消法に関連した町田市取り組みについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○金子係長 障害者差別解消法がことしの4月に施行されたんですが、その内容につきまして東京都福祉保健局で作成いたしましたカラー刷りのパンフレットをごらんいただいてご理解いただけたらなと思いますが、ことしの4月に障害者差別解消法が施行されまして、町田市のほうで行ってきた取り組みについて、この協議会で報告させていただきたいと思っております。

まず、障がい者差別のこれまでの相談の内容ですけれども、現在のところ、5件寄せられております。1件目につきましては、補助犬を連れて居酒屋に入ろうとしたら入店拒否をされたということで、聴覚障がいのある方からの相談がありました。ですので、補助犬につきましては聴導犬というふうになります。こちらにつきましては、東京都のほうに補助犬の相談窓口がございまして、そちらにご案内するという形と、町田市からも情報提供という形で丁寧につながってきた経緯がございまして。

次に、補助犬を連れてコンビニエンスストアに入ろうとしたら入店拒否されたということで、これと同じ方なんですけれども、やはり聴覚障がいの方になります。こちらのコンビニエンスストアなんですけれども、市役所のコンビニエンスストアということになりまして、聴覚障がいの方が店員さんを連れて障がい福祉課の窓口に来ていただきました。障がい福祉課から店員さんに説明し、理解を得、店員さんから相談者へ謝罪し、解決いたしました。それを受けて、市役所庁内の各施設に補助犬について周知を行ってきたところでございます。

3件目ですけれども、医療機関で自分の精神疾患の説明をしたら警察を呼ぼうかと言われた。人権侵害ではないかというような相談がございました。こちらの方は不安症候群というご病気で、自分が不安になってしまった場合のことを医師のほうに説明したところ、脅迫されたのではないかというふうに医師が勘違いというか、その意思疎通がうまくできなかったんですけれども、そういうことで起きた案件になります。町田市には、町田保健所医療安全相談窓口というところで医療機関への苦情などを言う窓口がありますので、そちらのほうにつなごうと思われましたら、相談者の方が自分からぜひ、その窓口のほうに言いたいということで、こちら

からは情報提供し、そちらで対応ということになりました。

そこから医療機関のほうへ説明し、医療機関のほうで対応という形をとったということです。

次に4点目につきましては、町田のバスセンターに停車してあるバスにいた運転手にICカードのチャージをお願いしたところ、運転士が面倒くさそうな態度をとったということで、こちらにも聴覚障がいのある方からの相談になります。障がい福祉課のほうでこの相談を受け、交通事業推進課という町田市の部署があるんですけれども、交通事業推進課からバス会社に説明し、バス会社から相談者に謝罪し、解決したという案件でございます。バス会社のほうでは、今後、乗務員への障害者差別解消法についての研修を行うというような話も入っております。

5件目ですが、期日前投票の選挙会場で筆談での対応をしてもらえなかったというような件でございます。こちらにも聴覚障がいの方からの相談ということになります。

こちらについても障がい福祉課の窓口でお聞きし、選挙を管轄します町田市の選挙管理委員会のほうに報告し、そこでの対応を求めました。選挙管理委員会のほうからも相談者へ謝罪し、また、各選挙会場において適切な対応をとるような形で周知をしたというふうに聞いております。

これまでこちらのほう、5件の相談ということで受けてまいりましたが、全て障がい福祉課のほうに寄せられた意見ということになります。町田市の障がい者差別に関する相談の窓口ですけれども、町田市が実施する事務や事業において、障がいのある方が不当な差別的対応を受けたり、合理的配慮の不提供などがあったときには、各事務事業の担当窓口にご相談して構わないということになっておりますが、相談窓口がわからない場合とかについては、町田市障がい福祉課のほうで対応してきているところがございます。

そのほかにも、町田市には、町田市の広聴課という部署で人権身の上相談という人権擁護委員による相談がございます。また、町田市の社会福祉協議会の福祉サポート町田には、福祉法律相談ということで弁護士による相談などもございますので、そちらもあわせて広く案内をしているところがございます。

次に、裏面をごらんください。先ほど相談の事例を紹介させていただきましたが、障がい者、家族関係者と事業者の間で起きた差別についての相談ですが、それぞれの管轄する部署のほうで受けることもできますし、町田市の障がい福祉課のほうで受けてまいります。

障がい福祉課のほうでは、そのような相談があった場合には担当者会議を開きまして、たらい回しにならないように、しっかり受け、対応していきたいと考えております。

その事業の事業者の許可や検査等の権限のある部署のほうに相談を伝えまして、そちらのほ

うで対応、もしくは障がい福祉課と一緒に対応していきたいというふうに考えております。

また、解決が困難な案件につきましては、東京都福祉保健局の差別解消所管のほうと相談しながら進めてまいりたいと思っております。今、東京都のほうでもさまざまな事例とその対応を各区市町村から情報収集し、その情報の共有の場などを設けて進めてきているところがございます。まだ手探りという段階ですけれども、各市の状況なども考え、情報収集いたしまして、こちらについては適切に対応していきたいというふうに考えております。

次に、普及啓発ですが、ことし差別解消法が施行されたばかりということで、こちらについてはまだまだ周知が進んでいないところで、ことし、特に力を入れてきた取り組みでございます。主には、町田市の広報、ホームページ、障がい者の方のサービスが載っている障がい者サービスガイドブックによる市民への普及啓発をしています。

また、町内会、自治会への普及啓発ということで、回覧板にて障害者差別解消法のほうを周知してまいりました。

また、民間事業者ですけれども、町田市商工会議所、また、町田法人会のほうの会報に記事を掲載させていただいて、こちらも周知をしています。そのほかに、町田の中央図書館とのコラボ企画ということで、7月15日から8月11日までの約1カ月の期間に「障がいのある人のことをもっと知ってみませんか」ということで、中央図書館の一角で障がい者が登場する図書や関連する図書の紹介を行ってきたところがございます。

また、市役所のイベントスタジオ、障がい福祉課の隣のスペースなんですけれども、「もっと知って障がい福祉フェア」というのを来週1週間開催します。そこにつきましては、ハッピーかわせみという障がい者の施設約20カ所で組織する団体と共催で実施し、障がい者施設の製品の販売もあわせて行っていく中で進めていきたいというふうに考えております。

次に、出前講座として、市の職員が障害者差別解消法の普及啓発の講座を実施してまいりました。現在のところ9回行ってきたんですけれども、町田保健所の協力を得て飲食店業界の人たちに、また建物管理者、環境衛生協会、衛生従事者などを対象に行ってきたところがございます。

また、中央図書館とともに、図書館のボランティアさん向けの研修や町田の福祉系の専門学校の学生さん向けにも出前講座を行ってきたところがございます。

あと、下の段にあります町田市の職員についても要請があり、講座を開いてきたところがございます。町田市民病院の医療職向け、また、保健所の職員向け、また、図書館の職員向けに出前講座を行ってまいりました。こちらについては、また今後も引き続きやっていきたいと思



っております。

次に、この障害者差別解消法で地方公共団体の職員が適切に障がいのある方に対応するために必要な対応要領の策定という条文がございます。こちらは努力義務という形になっているんですけども、現在、町田市の総務部職員課というところで職員対応要領の作成をしているところです。ことしの5月に障がい者施策推進協議会において意見を聴取して素案を作成、またその素案を市役所庁内の中でもみまして、本年度中には策定の予定というふうに聞いております。

続きまして、地域協議会というものなんですけれども、これはちょっと説明が不足しておりましたので、今回、追加資料として資料5を載せさせていただきました。

資料5をごらんいただけたらと思います。この障害者差別解消法では、障害者差別解消支援地域協議会というものを組織することができるというふうになっております。この地域協議会とは、相談事例の共有や差別解消の取り組みの共有、分析、紛争解決の後押し、障がい理解のための研修や啓発を行う役割がございます。また、国のほうではこの立ち上げ方法として、新たに設置する方法、また、既存の会議体に地域協議会の機能を付加する方法、また、近隣市と共同で設置する方法、自治体によっては小さな町村もございますので、近隣市と共同で設置する方法などが国より示されているところです。

都内の市区町村の設置状況につきまして調べてみたんですけども、全市区町村合わせて62のうち、設置済みのところは20カ所、まだ設置していないところが約40カ所あります。町田市としましては、現在設置をしていないという状況でございますが、今後の方向性についてですけれども、町田市としては新たに設置する方向ではなく、町田市障がい者施策推進協議会、この協議会に障害者差別解消支援地域協議会の役割を担っていただく方向で考えておりますので、きょうこの場で協議会でそちらの方向性について承認をいただけたらというふうに考えております。

具体的には、また次の協議会のほうで報告をさせていただけたらと思いますが、そちらについてはきょうこの場で協議していただけたらというふうに考えております。

以上です。

○岩崎会長 今のご説明に対してご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

玉木委員。

○玉木委員 町田市聴覚障がい者協会の玉木です。きょう、差別の問題でちょっと起きたんですけど、内容としましては、資料4の中の最後のほうにあります相談窓口の人に差別の対応があ

ったということで、窓口の人は相談者ではなくて手話通訳者に対しての対応だけだったんです。相談者を無視して手話通訳にだけ対応したということがありましたので、市役所内でもそういうことが起きているということで、おかしいなと思っているんです。

窓口の方にも聞こえない人は電話できないのということを使ったんですが説明がわからなかったようなので、市役所の皆さんも何回となく、2年も3年も前からファックスでの対応もしてくださいということを書いてきているんですが、少しずつふえてきているとは思いますが、少しずつふえてきているとは思いますが、少しでも、町田市内の中でもまだまだというところがあるんです。相談窓口なんかではとても無理だったということなのでおかしいなと思って、それも差別になっていますので進めたいなと思っています。こちらは対応できているというようになっているんですけども、まだまだというところがありますので、そこらあたりも踏まえてお願いしたいと思います。

町田市障害者差別解消法を進める中で、この会議の中でもよく進めていくのではなく、決定方法も求めていきたいなと思っています。

○岩崎会長 ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今の相談窓口での話というのは、例えば相談をされている方を無視してしまって、手話通訳の人とだけやりとりをしてしまったということがあったということなんでしょうか。

○玉木委員 きょうあったんです、実際に、ということです。

○岩崎会長 それは、玉木さんご自身がご経験なされたことですか。

○玉木委員 はい、そうです。きょう、私が経験したことです。

○岩崎会長 それは先ほど聞かれた、玉木さんに意思の確認を十分にせずに手話通訳の人に意思の確認を求めたというようなことなんでしょうか。

○玉木委員 それと、対応がすごく悪かったんですね。目つきがすごくにらみつけた感じで、私のほうをにらみつけていたんですね。手話通訳のほうにどうして確認するんだというように、私が相談者だということだったんですけども、にらみつけられてしまってちょっとけんかみたいな形になったんですけども、そうじゃなくてという、わからないんだったらわからないでいいんですけども、私もちょっと。

相談窓口というようなところで、問題があるのでこれはきちんと、市役所の範囲でもきちんと対応していただきたいと思っています。

○岩崎会長 実際、5件の相談のうちの4件が聴覚障がいをお持ちの方で、すごくいろいろな対応上の問題があるのかなというふうにも思うんですけども、何か団体のほうでも例えばこういったことというのは話題になっているんでしょうか。

○玉木委員 そうですね。団体の中でもそういう差別を受けたという話はよく聞きます。

○岩崎会長 特に何か、事務局のほうからコメント、ありますか。

○金子係長 事務局、金子です。こちらの相談、玉木委員のほうからいただいた件ですけれども、今後、詳しく聞き取りなどをさせていただいて対応していきたいというふうを考えております。

他市の職員対応要領のほうには、そのような介助者、手話通訳者とだけやりとりをするようなことがないような形で、そういう合理的な配慮も文面として上げていただくような要請はしているところですので、今後、そういうことは改善されていってほしいなど、こちらも思っているところがございます。

○岩崎会長 ほかに、ございますでしょうか。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 今の玉木委員の事例に関して言えば、肢体の障がい者も介助者だけに話しかけられるというようなことは、特に駅とか商店では日常茶飯事で、日常茶飯事過ぎてわざわざ訴えていない、その場ではけんかしていないというのはあるかなと思いました。

きょうのご提案にあった今後の方向性というところで、ここの施策推進協議会がこの障害者差別解消支援地域協議会の役割を担っていくということについてなんですけれども、現実問題として年3回なんですよね。ここで計画の進捗状況なども議論しつつ、毎回、この事例の報告を受けている中で、例えば相談事例の共有、差別解消の取り組みの共有、分析、紛争解決の後押し、ここまでは可能かなと思うんです。ただ、その後の障がいに関するための研修、啓発、これは物すごく大切なことなんです、ここが主催して実際に行っていくということが可能なのかどうかというところを事務局なり、あるいは、ほかの方でもいいんですけれども、ご意見を聞きたいなと思います。ここが受けるということは、ここが研修・啓発も行うという意味になるんですよね、よろしくをお願いします。

○岩崎会長 その点に関しても、またほかの点に関しても、具体的にこの協議会でこの地域協議会どの部分の役割になるのかということに関しては、まだ議論が詰め切れてなくて、基本的に、ここと全く無関係にやるのではなくて関与はしていきましょう、ただ、どういうふうに関与するかに関しては次回検討というか、提案させていただきたいというふうなことだというふうに思っています。

ほか、ございますでしょうか。

鏑溝さん。

○鏈溝委員 今回の件なのですが、条例では所掌事務の最初に協議会は市長の諮問に応じて答申するとなっていますから、それで（１）、（２）、第２項もあるんですけども、それになじむかどうか、ちょっと疑問がありますね。

○岩崎会長 それに関しても、事前の協議のところを出ていたんですけども、一応、現在のところでは、第２条の２項のところの規定のところにかめるんじゃないか、つまり条例改正まではなかなか大変なので、一応、関連する業務ということだけでいけるのかなということも含めて、それも次回までにご検討させていただければというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか。

佐野委員。

○佐野委員 同じなんですけれども、これというのはすごい大事なことで、推進協議会でもって、１年３回で何とかなるような話じゃないと思って、私、これに出したい案件持っていますので、もうちょっとこれが一番大事なことじゃないですか、差別されている人にとって、私はすごく思いますので、一向に進まない差別を何とかクリアしたいことっていっぱいありますよね。早い話がグループホームがうんとすんともいかないんですよね。近隣の住民のハンコをもってと、以前と全然変わらない、ですから、そういうのをもうちょっと本当にメインに置くようにやっていただきたいし、提案したいことがあります。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○井上職務代理 先ほどの鏈溝委員さんの移譲については、会長が発言されたように、第２条の第１項においては、市長の諮問において、第２項においてその他のさまざまなテーマについての協議を行うようなつくりになっていますので、それでよろしいかと思えます。

その中で議論するのは、当面は、事務局の提案をよく読んでみると、今後の方向性のところですけども、役割を担っていただきたい、協議会には定期的に相談内容、相談への対応状況、その他、普及啓発等、市の取り組み、このような市が取り組むことについて報告をし、意見を聴取し、推進していくということで、報告を受けたり、協議会は意見を言ったり、今、佐野委員がおっしゃられたことは本当に典型的でして、これをどういうふうにやっていったらいいのか、それについては市としてこのような体制でやっていただきたいというような意見を述べる、そのようなところでこの協議会はまずは働くのかなと思っております。

だから、協議会があらゆることをやるという意味合いで市のほうも提案していなくて、ただこの制度、始まったばかりですし、また地域ごとにさまざまな取り組みが行われると思うので、事務局にはぜひ、そのような積み重ね、実績を、またいろいろ調べていただいたり、報告いた

だいて、またこの協議会の中で意見を言って、より充実するような内容にしていけたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

繰り返しますけれども、この協議会がここに書かれている相談を受けたり、対応したり、それから普及啓発をするのはこの協議会の直接の役割ではないというふうに私は提案しました。以上です。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

私のほうから1つ、相談解決の体制についてこの図が、資料4の裏面に出ていると思うんですけども、確かに、現状の、今の相談内容であればこういった体制で対応できるのかと思うんですが、本来、合理的配慮というのは、サービスを提供する場合、事業者と障がいをお持ちの当事者の方が対話をしていく中で解決していく、場合によっては長いプロセスが必要になってくるものもあるんですね。

そうしていくと、役所の中だけでそれができるのかなというのは正直言って思っていて、やはりそこは地域の相談センターというか、地域の障がい者支援センターが間に入って対応することが望ましい事例もあるんじゃないかなと思うんです。

この差別解消に関しては、千葉県が条例でかなり先行しているんです。そこでの事例なんかを読んでみると、やはりソーシャルワーカーの方が間に入ることによって問題解決するという事例がやっぱりあるんです。ですから、そういったことを考えてみると、やはり町田の場合だったら地域の障がい者支援センターがそれぞれ抱えているところで合理的配慮をどういうふうに進めていくのかということ仲介するような、何かそんな体制も今後考えていく必要があるかなというふうに、個人的にちょっと思いました。

ほか、いかがでしょうか。

この件に関して、よろしいですか。

では、具体的にどこまでやるかということはまた次回提案いたしますが、基本的にこの推進協議会がこれにもかかわっていくという基本的な方向性はきょうお認めいただいたということではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で今回の議事を終了したいと思います。ほかに何か、ございますか。

よろしければ、事務局に進行をお返しいたします。

○真道係長 では、最後に地域福祉部長の須崎より皆様にご挨拶をさせていただきます。

○須崎部長 地域福祉部長の須崎です。本日は、お集まりいただきましてありがとうございます。

した。互選により会長に選ばれた岩崎様を初め、委員の方々、今後3年間にわたり町田市の計画、多岐にわたる障がい者の施策、内容について調査、審議していただくことになります。

皆様自身のお仕事などもあり、多忙なところ本協議会の委員をお引き受けいただき、またさらに、今、話になりました障害者差別解消支援地域協議会に関してもかかわりを持っていただくということで、また荷が重くなる協議会になると思うんですが、本当にありがとうございます。この場をかりて、改めて御礼申し上げます。

来年度は、障害者総合支援法に基づく計画の策定の年になります。先ほどのスケジュールのように、この協議会は5回開催予定になっておりますので、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

○真道係長 ありがとうございました。

事務連絡を3点させていただきます。

まず1点目ですが、源泉徴収事務にてマイナンバーを税務署に報告する必要があります。本日関係書類をご持参いただいている方は、閉会後に事務局までご提出ください。

次に2点目ですが、次回の協議会についてですけれども、来年の4月ごろ開催とさせていただければと思います。開催が近くなりましたらまた通知をお送りさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

最後に3点目ですが、お車でいらっしゃる方は障がい福祉課のスタンプを押した駐車券を1階警備員室にお出してください。無料になる機械処理を行います。まだスタンプを押されていない方は事務局までお声がけください。

それでは、本日の協議会は以上で終了となります。

お気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。

午後8時18分 閉会